



日本共産党杉並区議会議員

# くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2024. 4. 4 NO. 401

連絡先 荻窪5-15-19-704

☎ 080-5531-8236

区議会控室 ☎ 3312-2111 (内) 2319



↑ ホームページ

## 共産党区議団の質疑で

# 税と社会保険料負担の実態が明らかに！

表1. 現役世帯の税と社会保険料の負担額(区資料より党区議団が作成※1)

年収400万円・3人世帯(40歳夫婦と子ども1人)						
2010年度(H22)	所得税 38,400	住民税 + 88,200	国民健康保険料 + 248,658	年金保険料 + 362,400	消費税(5%) + 106,000	合計 = 843,658円 <small>(消費税以外 737,658円)</small>
14年間の増減	+13,400	+23,300	+300,119	+45,120	+106,000	+487,939(381,939)
2024年度(R06)	所得税 51,800 <small>(1.35倍)</small>	住民税 + 111,500 <small>(1.26倍)</small>	国民健康保険料 + 548,777 <small>(2.21倍)</small>	年金保険料 + 407,520 <small>(1.12倍)</small>	消費税(10%) + 212,000 <small>(2.00倍)</small>	合計 = 1,331,597円 <small>(消費税以外 1,119,597円)</small>
14年間で <b>48万7,939円</b> の負担増!! (1.58倍) 負担は年収の約 <b>1/5</b> から <b>1/3</b> へ増加(21.1%⇒33.3%)						
年収400万円・4人世帯(40歳夫婦と子ども2人)						
2010年度(H22)	所得税 19,400	住民税 + 52,700	国民健康保険料 + 246,313	年金保険料 + 362,400	消費税(5%) + 106,000	合計 = 786,813円 <small>(消費税以外 680,813円)</small>
14年間の増減	+29,400	+52,800	+368,064	+45,120	+106,000	+601,384(495,384)
2024年度(R06)	所得税 48,800 <small>(2.52倍)</small>	住民税 + 105,500 <small>(2.00倍)</small>	国民健康保険料 + 614,377 <small>(2.49倍)</small>	年金保険料 + 407,520 <small>(1.12倍)</small>	消費税(10%) + 212,000 <small>(2.00倍)</small>	合計 = 1,388,197円 <small>(消費税以外 1,176,197円)</small>
14年間で <b>60万1,384円</b> の負担増!! (1.76倍) 負担は年収の約 <b>1/5</b> から <b>1/3</b> へ増加(19.7%⇒34.7%)						

新年度が始まりました。先の区議会予算特別委員会における党区議団の質疑で、税と社会保険料等の負担増の深刻さが明らかとなりました。

### 14年間で60万円以上の負担増

年収400万円・夫婦と子ども2人の4人世帯の所得税、住民税(森林環境税含む)、国民健康保険料、年金保険料、消費税を合算した2024年度の負担額は年額138万8000円。年収の34.7%を占めます。2010年度と比較すると14年間で60万円以上の負担増です。

負担増の主な原因は、国保料と消費税の引き上げです。消費税は5%から10%に引き上げられ、

国保料は年額24万円余から約61万円へと2.5倍に増えています。

### 区民負担軽減のさらなる取組を

政府は消費税を社会保障の財源と言ってきましたが、大企業と富裕層の減税の穴埋めに使われたのが実態です。国保料もさらなる被保険者への負担増を狙っており、こうした国の政治を変えることが求められます。

党区議団は、岸本区政の給食費無償化の継続・拡充を評価するとともに、さらなる教育費の負担軽減、中小事業者への支援、国保料の引き下げなど、負担軽減の取組を強化することを求めました。

表2. 高齢世帯の税と社会保険料の負担額(区資料より党区議団が作成※1)

年金収入240万円・2人世帯(74歳以下の夫婦)						
2010年度(H22)	所得税 7,400	住民税 + 26,300	国民健康保険料 + 106,889	介護保険料 + 91,680	消費税(5%) + 86,000	合計 = 318,269円 <small>(消費税以外 232,269円)</small>
14年間の増減	-6,500	-12,100	+98,034	+65,000	+84,000	+228,434(144,434)
2024年度(R06)	所得税 900 <small>(0.12倍)</small>	住民税 + 14,200 <small>(0.54倍)</small>	国民健康保険料 + 204,923 <small>(1.92倍)</small>	介護保険料 + 156,680 <small>(1.71倍)</small>	消費税(10%) + 170,000 <small>(1.98倍)</small>	合計 = 546,703円 <small>(消費税以外 376,703円)</small>
14年間で <b>22万8,434円</b> の負担増!! (1.72倍) 負担は年収の約 <b>1/8</b> から <b>2/9</b> へ増加(13.3%⇒22.8%)						
年金収入240万円・2人世帯(75歳以上の夫婦)						
2010年度(H22)	所得税 5,700	住民税 + 23,000	後期高齢者 医療保険料 + 138,000	介護保険料 + 91,680	消費税(5%) + 86,000	合計 = 344,380円 <small>(消費税以外 258,380円)</small>
14年間の増減	-3,700	-6,500	+22,300	+65,000	+84,000	+161,100(77,100)
2024年度(R06)	所得税 2,000 <small>(0.35倍)</small>	住民税 + 16,500 <small>(0.72倍)</small>	後期高齢者 医療保険料 + 160,300 <small>(1.16倍)</small>	介護保険料 + 156,680 <small>(1.71倍)</small>	消費税(10%) + 170,000 <small>(1.98倍)</small>	合計 = 505,480円 <small>(消費税以外 335,480円)</small>
14年間で <b>16万1,100円</b> の負担増!! (1.47倍) 負担は年収の約 <b>1/7</b> から <b>1/5</b> へ増加(14.3%⇒21.1%)						

※1(表1, 2)消費税の負担額は「日本経済新聞/年収でこんなに違う 所得・消費税、あなたの負担」を参考にした。消費税以外の税と保険料負担額は、杉並区資料より抜粋した。

お困りごと・ご相談は、お気軽に上記連絡先まで、お電話ください

4月1日から  
申請受付開始

# 省エネ家電買換促進助成

杉並区では、平成30年以前に製造したエアコン・冷蔵庫を、省エネ性能の高い新品に買い換える費用の一部を助成する「省エネ家電買換促進助成」の申請を開始しました。対象となる場合はぜひご活用ください。



杉並区省エネ家電買換促進助成  
省エネ家電への  
買い換えを応援します!

対象購入期間 令和6年3月1日から  
申請期間 令和6年4月1日～9月30日

助成額  
区内在住の方が、古いエアコン・冷蔵庫を新品に買い換えた場合  
本体購入費用(税抜)の4分の1を助成します  
区内購入で 上限50,000円  
区外購入で上限30,000円

助成対象の要件

機種	対象機種	対象機種以外の機種は対象外です
エアコン	新機種の省エネ3級以上 (2024年10月1日現在)	統一標準タイプ 旧機種の省エネ3級未満 2級未満 1級未満 省エネ3級未満のエアコン
冷蔵庫	新機種の省エネ3級以上 (2024年10月1日現在)	省エネマーク付の省エネ3級未満 省エネマーク付の省エネ3級未満 省エネマーク付の省エネ3級未満

お問い合わせセンター  
03-6631-4411



詳細は左二次元  
コードをご覧ください

【対象購入期間】 3月1日から

【申請期間】 4月1日～9月30日（予算がなくなり次第終了）

【対象家電】 3月以降に購入したエアコン・冷蔵庫

【助成額】 本体購入費用（税抜き）の4分の1（区内で購入＝上限5万円、区外で購入＝上限3万円）

【助成台数】 自ら居住する区内の住宅に設置＝1世帯1回1台まで、  
所有する区内の賃貸・集合住宅に設置＝1戸1台10戸まで

【対象】 区内在住の方

【申請方法】 対象機器の購入・設置後に、申請書（環境課温暖化対策係〈区役所西棟7階〉・区民事務所・地域区民センター・ゆうゆう館で配布。区ホームページからも取り出せます）を杉並区省エネ家電買換促進助成金事務局（〒231-8799横浜港郵便局留）へ郵送。または申し込みフォーム（区ホームページ同案内にリンクあり）から申し込み 区役所での申請不可

【問い合わせ】 省エネ家電買換促進助成金コールセンター

☎ 6 6 3 1-4 4 1 1（月～金曜日午前8時30分～午後5時15分〈祝日を除く〉）

## お花見で楽しく交流 22名が参加



3月30日、くすやま地域後援会によるお花見交流会が善福寺川緑地公園で行われました。

残念ながら桜の開花はまだの状況でしたが、食べて飲んで楽しく交流しました。原田あきら都議会議員も駆けつけあいさつしました。

## 岸本区政 「公共の再生」に向けた取組 進む

岸本区長のもと、公務を支える区職員の処遇改善等が進み始めています。先の第1回定例会では、区職員の定数を増やす条例改正が行われました。杉並区の職員定数は山田宏元区長のもとで大幅削減が強行され、区民サービスの低下を招いてきました。今回、職員定数が拡充されることは重要な変化です。

会計年度任用職員（非正規職員）の処遇改善も行われます。杉並区は、全職員のうち41%が会計年度任用職員で、そのうち85%が女性です。今年度、報酬額が引きあがり、保育や学童、介護に関わる職員の報酬が上がります。また、これまで7年勤務後は上がらなかった報酬上限額も引き上げられ、新たに勤勉手当も支給されることになりました。さらに、23区で初めて生理休暇が有休化されることは重要です。ジェンダー平等に向けた取組も少しずつ進んでいます。